

対象年度	H16	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1-3-1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進		

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 概ね有効 課題有

【政策評価指標達成状況から】 判定不能  
 ・指標名:1人当たり温室効果ガス年間排出量 達成度 B  
 ・(達成状況の背景) 2000年(H12)に比べた2001年(H13)の当該指標は、全国的にも微減の傾向がうかがわれ、宮城県も同様の傾向を示したものと考えられる。具体的には、経済活動の停滞(製造業の二酸化炭素排出量減少)がその要因となっている。  
 ・(達成度から見た有効性)  
 政策評価指標の測定年は評価年次から3~4年遅れる内容のものであることから、その達成度から直近(H16)の施策の有効性を評価することはできない。  
 【政策満足度から】 概ね有効  
 ・政策満足度は過去4回を通じて5.5点程度と低調であるが、県の新エネルギー導入促進事業は、その目的の一つとして県民の意識啓発(問題意識の喚起等)を図る内容を有することから、県民満足度の低さが、直ちに事業の有効性を否定するものとは言えず、むしろその事業効果の結果とも考えられる。  
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】 概ね有効  
 ・県内での住宅太陽光発電設備の導入件数(NEF補助データ)が、平成16年度(申し込みベース)は前年度(実績ベース)に比べ約33%の伸びを示しており、この施策が目指す方向への県民の興味関心の高まり、行動が促されつつある状況がうかがえる。  
 【総括】  
 ・地球環境の保全にとって、地球温暖化対策が重要な課題となっており、現在の生活水準を維持しつつこれを中長期的に解決する唯一の方策である新エネルギー等の導入促進施策は必要不可欠と言える。  
 ・政策評価指標達成状況や政策満足度から、直ちに直近の施策の有効性を示すことは困難であるが、社会経済情勢関連データからは、この問題に対する県民の関心の高まりが認められ、県の施策展開もそうしたことを促す一助になっているものとする。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	新エネルギー導入促進事業	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 概ね適切 課題有

【国,市町村,民間団体との役割分担】 適切  
 ・(国)新エネルギーの導入促進に関連する政策については、現代の社会経済構造の基本に関わる課題であるほか、地球温暖化対策とも密接な関連を有するため、その政策の中核は国が担っている(財源(石油関連諸税)、導入支援制度等)。国は、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法(平成9年6月施行)、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成15年4月施行)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成11年4月施行)などの関連法令を整備する一方、総合資源エネルギー調査会での検討を通じて、国全体での新エネルギー導入を平成22年度(2010年度)に一次エネルギー総供給の3%程度とする目標を掲げるなど、この政策を着実に進めるための環境整備に努めている。  
 ・(県)県は、こうした国の動向や役割分担等を踏まえ、地域として積極的、効果的に新エネルギー等の導入促進に取組むため地域(県)レベルでの新エネルギー等導入の将来の見通し、導入目標、重点事業を整理、提示する(仮称)宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進基本計画の策定作業や、新エネルギー等の導入促進に向けた普及啓発活動、市町村の関連施策への助言等を行っているものである。  
 ・(市町村)それぞれの市町村が地域の特性に応じた新エネルギー等導入促進を模索しており、県はこの施策の一環としてそうした検討過程での様々な助言を行っている。  
 ・(民間団体)宮城県地球温暖化防止活動推進センターに指定している民間団体「財団法人みやぎ・環境とくらしネットワーク」なども自主的に市町村(七ヶ宿町)と連携して市民風車の設置等に取組むなどの活動を進めている。  
 以上のとおり国、県、市町村等が相互の連携を保ちつつ、それぞれの役割に相応しい取組を進めていることから適切と判断した。  
 【施策目的を踏まえた事業か】 適切  
 ・新エネルギー等の導入促進は、化石燃料の消費に起因する二酸化炭素排出量の増大を抑制するものである。  
 【事業間で重複や矛盾がないか】 適切  
 ・重複する事業、矛盾はない。  
 【社会経済情勢に適応した事業か】 適切  
 ・京都議定書の発効が現実味を帯び、地球環境問題への関心の高まりや、中国などの経済発展を背景とした国際的なエネルギー需給バランスの変化、原油価格の高騰によって新エネルギー等への期待が大きく膨らむ中で、新エネルギー等の導入促進に取組むことは社会経済情勢に適応したものと考える。  
 【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切  
 ・かい離度は依然高い水準(30)にあり、引続き事業の積極的な推進が必要な状況にある。  
 【総括】  
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査の推移から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。

施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進
------	---	-----	--------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【施策満足度から】概ね有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策満足度は過去3回にわたり50点と低調であるが、一面これが事業効果の一部(関心の高まり)としても捉えられることから、満足度の低さから事業の有効性を否定的に判断することにはやや難有り。</li> </ul> <p>【政策評価指標達成状況から】判定不能 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2001(平成13)年の1人当たり温室効果ガス年間排出量は2000(平成12)年から微減の状況。過去10年間で約20%の増加となっているのに比べれば、改善傾向が見て取れる。ただし、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3~4年ズレることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不適。</li> </ul> <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度は前年度に比べ新エネルギーの導入促進に向けた地域独自の計画(新エネルギービジョン)を策定する市町村が2団体(石巻市、津山町)増えており、徐々にではあるが県内の各地域で施策推進に向けた社会的機運の高まりが認められる。</li> </ul> <p>【業績指標推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策事業の一環として、平成16年度は今後の本県エネルギー政策の基本となる(仮称)宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進基本計画策定作業に着手し、その構成要素の一部となる省エネルギービジョンを取りまとめ、関係者への配付(500部)等を通じ地球温暖化対策とエネルギー政策の緊密な連携の必要性や関連施策についての情報の整理、提供などを行った。</li> </ul> <p>【成果指標推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での住宅用太陽光発電設備の導入件数(NEF補助データ)が、平成16年度(申し込みベース)は前年度(実績ベース)に比べ約33%の伸びを示しており、この施策が目指す方向への県民の興味関心の高まり、行動が促されつつある状況がうかがえる。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策満足度や政策評価指標から事業の有効性を判断することには無理がある。</li> <li>・しかしながら、社会経済情勢や業績指標、成果指標からはその有効性が認められる。</li> </ul>
--

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p>【施策満足度 業績指標・成果指標】概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー等の導入促進には、中長期的かつ地道な施策対応が必要である一方、県民の目に見える形での成果を早期に望もうとした場合、過度の財政的負担(県民負担)を強いられることとなる。</li> <li>・こうした分野では、県民の施策満足度から直ちに事業の効率性を判断することが難しい一方、業績指標・成果指標から一定の効率性を読み取ることが必要と考える。</li> </ul> <p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】判定不能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標データの性格から直近の事業の効率性を直接確認することはできない。</li> </ul> <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標及び施策の性格上、事業の効率性を定量的に明確に示すことは困難であるが、着実に施策目的実現の方向に数値を積み上げている状況にある。</li> </ul> <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度は、基本計画の策定作業に着手(省エネビジョン策定等)した関係上、事業費が増加している一方、その成果は計画策定後、計画に基づく各種事業が効果的に展開される中で経年的に得られるものであり、にわかに費用対効果の悪化として評価することは適切でない。</li> <li>・短期的には定性的な意味で、効率性改善に向けた取組強化と評価すべきもの。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的に施策満足度や政策評価指標達成度から事業効率性を確認することには無理がある。</li> <li>・一方、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の着実な積み上げ状況や定性的な意味での効率性向上に向けた事業の取組を評価し、一定の効率性向上があったものとする。</li> </ul>
--

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の性格上、その有効性、効率性を直接的、数値的に直ちに測定することは事実上困難であるが、地球環境の保全にとって新エネルギー等の導入促進施策及びこれを実現するための新エネルギー導入促進事業(自然エネルギー等・省エネルギー促進事業)は、中長期的かつ着実、継続的に取組むべき最重要施策の一つである。</li> </ul>
--

政策評価指標分析カード(整理番号1)

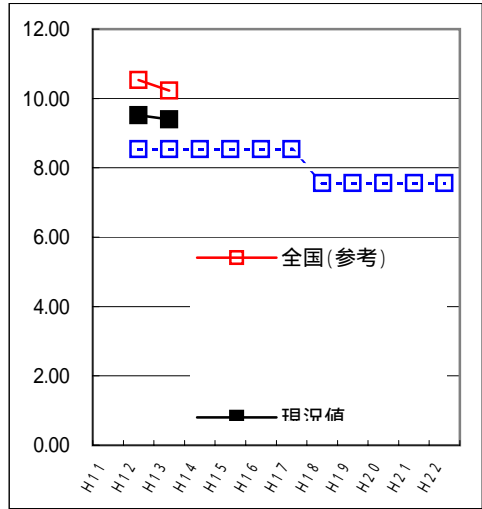
政策整理番号 8

対象年度	H16	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1-3-1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
1人当たり温室効果ガス年間排出量		t - CO2						
目標値	難易度	H17	8.54	H22	7.56			
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H12					H12	H13	
現況値 (達成度判定値)	9.52					9.52	9.40	
仮目標値						8.54	8.54	8.54
【総括】 ・地球環境						B	B	

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF6)の計6種類のガスを対象とし、これらのガスの排出抑制に向けた取組を進めているところである。この流れを受けて、平成16年3月に策定した「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」では、排出抑制の対象とする温室効果ガスを同様の6種類のガスとし、削減目標を県民1人当たりの温室効果ガス排出量について設定していることから、評価指標も県民1人当たりの温室効果ガス排出量にするもの。

(3) 施策満足度の推移

施策満足度 (単位:点)	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	施策重視度 A	-		80	80	80						
	施策満足度 B	-		50	50	50						
	かい離 A-B	-		30	30	30						

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し	イ 達成度と施策満足度の推移の相関
<p>達成度: B</p> <p>・2001(平成13)年の1人当たり温室効果ガス年間排出量は9.40t - CO2で、2000(平成12)年から0.12t - CO2減少したが、1990(平成2)年の7.75t - CO2に比べ、約21.3%増加している。ただし、全国の1人あたりの排出量は、1990(平成2)年が10.01t - CO2、2001(平成12)年が10.23t - CO2であることから、本県の値はいずれも全国平均を下回っている。</p> <p>・「宮城県地球温暖化対策地域推進計画(平成7年3月)」では、「県民1人当たり二酸化炭素排出量について「2000(平成12)年以降おおむね1990(平成2)年レベルでの安定化を図る」としているが、現時点では目標は達成されていない状況にある。</p>	<p>判定:・・・(判定不能)</p> <p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は2001年時点で前年度比微減(前年比1.3%)の域を出ていない。</p> <p>・新エネルギー等の導入促進が政策評価指標目標値の達成度に中長期的に寄与することは疑いが無いが、目標値の達成度とこの分野(新エネルギー等)の施策に対する県民の満足度との間では、直接的相関が薄いものと考えられる。</p>

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】  
 ・ここで設定している政策評価指標は、新エネルギー等の導入を通じて実現しようとする政策「地球環境の保全」の代表的な評価指標として想定される温室効果ガスの排出量であり、施策の有効性を中長期的に評価する上で一定の妥当性を有するものと考えられる。





